

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名		神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例			
条 例 番 号		平成16年神奈川県条例第65号	法規集	第4編第1章第6節	
所 管 室 課		くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課			
条 例 の 概 要		<p>神奈川県のある区域における犯罪の防止等に関し、県、県民及び事業者の責務、犯罪の発生を減らすための取組（以下「安全・安心まちづくり」という。）を推進するための施策など、必要な事項を定めている。</p>			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	<p>犯罪の発生する機会を減らし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組の必要性は、引き続き高いものとなっている。本条例は、県、県民、事業者等が連携し、相互に協力して、安全・安心まちづくりを進めるために必要な事項を定めており、現在も必要な条例である。</p>			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民等の安全・安心まちづくりについての理解とその取組が促進され、県内の刑法犯認知件数が、引き続き減少するなど、有効に機能している。</p>			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>本条例に基づく各種施策を推進した結果、県民の防犯意識が高揚し、自主防犯活動団体が活性化するとともに、住宅・道路公園・金融機関・学校等、類型別の「犯罪の防止に配慮した生活環境を整備するための指針」を策定するなど、効率的である。</p>			
	基本方針適合性 （ 県政の基本的 な方針に適合 しているか。 ）	<p>本条例は、犯罪を防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すものであり、「かながわグランドデザイン」の主要施策に掲げる「犯罪のない安全・安心まちづくりの推進」と同様であり、県の基本方針に適合している。</p>			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	<p>本条例が規定する県民及び事業者の責務や施設管理者等に対する努力義務に関する規定の内容は、条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ憲法、法令に抵触しない内容である。</p>			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			